

第2回 若松のお土産コンテスト 実施要領

1 目的

若松区は、日本一の石炭積出港として発展してきた歴史を持ち、また海や緑という豊かな自然環境にも恵まれている。「日本の近代化を支えてきた歴史あるまち」、「豊かに自然に育まれた海の幸・大地の恵み」といった、地域の特色・資源を活用した若松らしいお土産づくりを促進し、まちの活性化と集客力の向上を図ることを目的として、若松のお土産コンテストを実施する。

また、平成19年4月に実施した第1回コンテストから約5年が経過し、地域の魅力を活用した取り組みも増え、まちのにぎわいづくり活動に関する状況も多様化している。こういった状況から今回、「第2回若松のお土産コンテスト」を実施するものである。

2 主催 若松のお土産コンテスト実行委員会

3 応募方法

- (1) 申込期間 平成23年11月11日(金)～平成24年1月20日(金)
- (2) 申込先 若松区役所総務企画課企画係
〒808-8510 若松区浜町1-1-1 若松区役所西棟1階
- (3) 提出書類 別紙「出品申込書」及び商品の写真。その他、商品のパンフレット等があれば、補足資料として提出してすること。
- (4) 出品料 無料。ただし審査委員会の際に、審査資料として作品を提供すること。

4 申込要件

- (1) 対象 若松区内で製造・販売等を行う事業者・団体
※製造元が区外でも、「販売元」・「販売責任者」として区内で販売を行っていただければ応募できるものとする。
※第1回コンテスト入賞作品は除く
- (2) 出品数 上限は定めない。ただし関連する複数作品は「商品群」として1件とする。
例：同一キャラクターをモチーフとした複数商品
同一食品の「〇〇味、××味」
- (3) 作品のイメージ
 - ①ビジネスの場面で活用される商品
出張などで若松に来たときに買って帰りたくなるもの
例：職場で配布するため数が多い。個包装されている、など
 - ②観光でのお土産としての商品
他地域から訪れた人が、家族や友人に買って帰りたくなるもの
例：若松らしさ、地元の材料を使用。食品であれば日持ちする、など
 - ③地域で愛される商品
地元の人が、近所の友人を訪れる際の手土産として買っていきたくなるもの
例：食品であれば、すぐに食べることができる、など

(4) 作品の条件

- ①『『若松と言えば〇〇』』というような若松らしい作品」または、「若松産のものを
使った作品」
- ②持ち帰ることのできるもの
- ③若松区内で製造・販売等が行われているもの
※製造元が区外でも、「販売元」・「販売責任者」として区内で販売されてい
れば、この限りではない
- ④加工品に限る。生鮮品や生もの、生き物は除く
- ⑤食品・飲料に限らない
- ⑥品質表示などの関係法規を遵守していること
- ⑦未発表のもの、もしくは既存の商品でも応募可

- (5) 注意事項 商標権等の問題が生じた場合は、入賞を取り消す場合がある。
商標権等の知的財産や品質表示に関する問題は、すべて出品者の自己責任となるので、十分に注意して応募すること。

5 選 考

- (1) 審 査 審査委員会（観光・地産地消・まちおこし活動専門家、報道・出版関係など7名程度）による審査を行い、入賞作品を決定する。
・審査基準：「若松らしさ」、「お土産としての魅力」等の観点から審査する。審査要領は別途定める。
・日 程：平成24年2月中旬予定
- (2) 入賞作品 金賞・銀賞・銅賞など、概ね10点の入賞作品を選考する。

6 表彰・入賞特典

- (1) 表 彰 式 平成24年3月中旬に若松市民会館にて表彰式を開催する。
- (2) 入賞特典
- ①報道機関への公表
 - ②若松区役所主催イベントへの出展・販売ブースの設置
 - ③「第2回若松のお土産コンテスト」冊子の作成、入賞作品としての掲載
 - ④若松区役所において作成する観光ガイドブック等への掲載
 - ⑤認定証等の進呈
 - ⑥若松区役所ホームページへの掲載
 - ⑦市内・区内イベントへの出展支援

7 問い合わせ先

若松のお土産コンテスト実行委員会事務局 担当 濱田・田村
〒808-8510 若松区浜町1-1-1（若松区役所総務企画課企画係）
TEL：093-761-5321(内線262) FAX：093-751-6274